

第 1 群	1-2 拘縮の有無（有無）
-------	---------------

1 - 2 拘縮の有無	評価軸：③有無
	1. な い 2. 肩関節 3. 股関節 4. 膝関節 5. その他（四肢の欠損）

**(1) 調査項目の定義**

「拘縮の有無」を評価する項目である。

ここでいう「拘縮」とは、対象者が可能な限り力を抜いた状態で他動的に四肢の関節を動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。

**(2) 選択肢の選択基準**

「1. ない」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・四肢の関節の動く範囲の制限がない場合は、「1.ない」とする。</li> </ul>

「2. 肩関節」、「3. 股関節」、「4. 膝関節」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の部位に関節の動く範囲の制限がある場合は「2.肩関節」「3.股関節」「4.膝関節」のうち、複数を選択する。他動的に動かしてみて制限がある場合が該当し、自力では動かせないという状態だけでは該当しない。</li> <li>・左右のいずれかに制限があれば「制限あり」とする。</li> </ul>

「5. その他（四肢の欠損）」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・四肢の欠損がある場合にのみ「5.その他（四肢の欠損）」を選択する。</li> <li>・「5.その他（四肢の欠損）」を選択した場合は、必ず部位や状況等について具体的に「特記事項」に記載する。</li> </ul>

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

疼痛のために関節の動く範囲に制限がある場合も含まれる。

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。筋力低下については、「1-1 麻痺等の有無」において評価する。

あくまでも、他動運動により目的とする確認動作ができるか否かにより選択するものであり、「主治医意見書」の同様の項目とは、選択基準が異なることもある。

四肢の欠損がある場合は「5.その他（四肢の欠損）」を選択する。ただし、「手指、足趾」の欠損は該当しない。

四肢以外の拘縮および欠損は該当しない。

日常生活上での支障に関しては評価しない。支障がある場合は、特記事項に記載する。

#### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

「拘縮の有無」については、傷病名、疾病の程度、関節の左右や関節の動く範囲の制限の程度、調査対象者の意欲等にかかわらず、他動運動により目的とする確認動作（図 2-1 から図 2-8）ができるか否かにより確認する。

#### ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

##### ◆特記事項の例◆

重度の寝たきりで、意識障害があり意思疎通ができず、四肢の関節を動かそうとしたら顔をしかめて苦しそうな表情をしたため、確認動作を行わなかった。家族に、「関節の動く範囲の制限の有無の確認方法」に示す動作が行えるかどうか確認し、全てできるということで、「拘縮の有無」は全て「1. ない」を選択する。

##### ◆特記事項の例◆

調査時、体調が少し悪く、関節等の痛みがあるとのことで、調査対象者に実際に行ってもらえなかった。調査対象者と家族に、「関節の動く範囲の制限の有無の確認方法」に示す動作が行えるかどうか確認し、全てできるということで、「拘縮の有無」は全て「1. ない」を選択する。

## ◆関節の動く範囲の制限の有無の確認方法

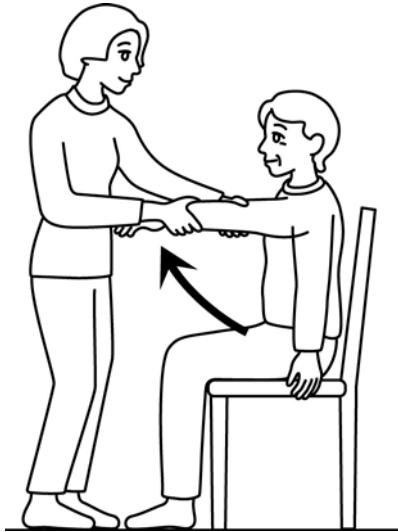
## 【注意点】

確認時には、本人または家族の同意の上で、対象部位を軽く持ち、動作の開始から終了までの間に4～5秒程度の時間をかけてゆっくり動かして確認を行う。調査対象者が痛みを訴える場合は、それ以上は動かさず、そこまでの状況で選択を行う。

90度程度曲がれば「制限なし」となるため、調査対象者の状態に十分注意し、必要以上に動かさないようにしなければならない。

動かすことが危険と判断される場合は、確認は行わない。

- 測定（検査）内容： 「2. 肩関節」は、前方あるいは横のいずれかに可動域制限がある場合を「制限あり」とする。



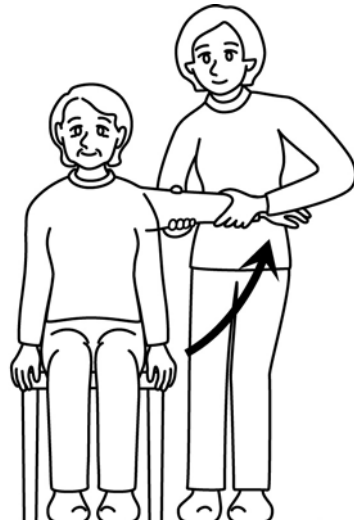
(図 2-1)



(図 2-1-1)

肩の高さくらいまで腕（上肢）を上げることができれば「制限なし」とする。

円背の場合には、あごの高さくらいまで腕（上肢）を上げることができれば「制限なし」とする。



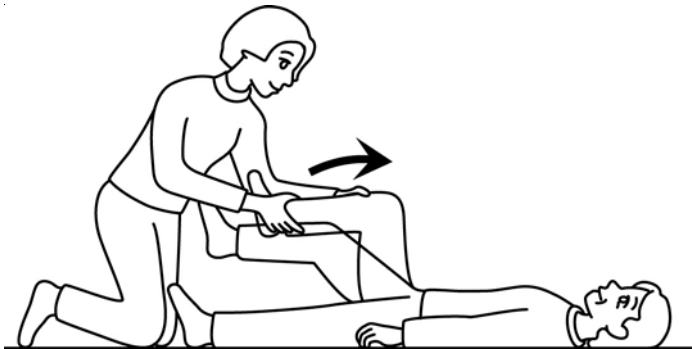
(図 2-2)

肩の高さくらいまで腕（上肢）を上げることができれば「制限なし」とする。

<仰臥位の場合>

仰向けで寝たまま（仰臥位）の場合、左右の肩を結んだ高さまで腕（上肢）を動かすことができない、もしくは、前方に腕を挙上することができなければ「制限あり」とする。

「3. 股関節」は、屈曲または外転のどちらかに可動域制限がある場合を制限ありとする。  
 図 2-3 と図 2-4 もしくは図 2-5 のいずれかができなければ「制限あり」とする。



(図 2-3)

仰向けに寝た姿勢（仰臥位）で膝を曲げたまま、股関節が直角（90 度）程度曲がれば「制限なし」とする。

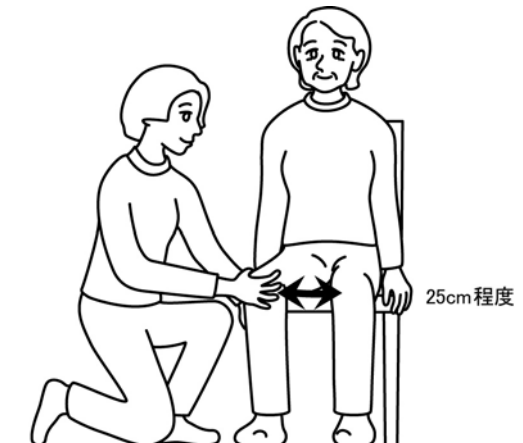
仰向けに寝た姿勢（仰臥位）あるいは座位で、膝が閉じた状態から見て、膝の内側を 25cm 程度開く（はなす）ことができれば「制限なし」とする。○脚等の膝が閉じない場合であっても、最終的に開いた距離が 25cm 程度あるかどうかで選択を行う。本確認動作は、膝を外側に開くことができるかを確認するためのものであり、内側への運動に関しては問わない。

※ なお、25cm 程度とは拳 2 個分あるいは A4 ファイルの短いほうの長さ



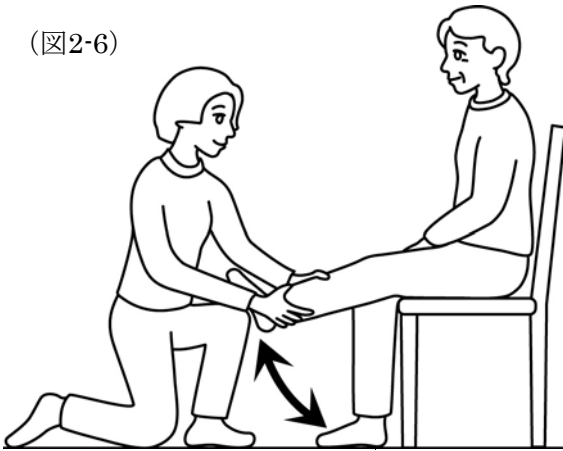
(図 2-4)

(図 2-5)



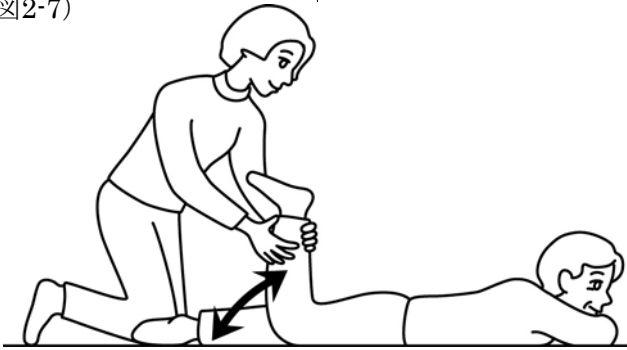
「4. 膝関節」は、伸展もしくは屈曲方向のどちらかに可動域に制限がある場合を制限ありとする。

(図2-6)

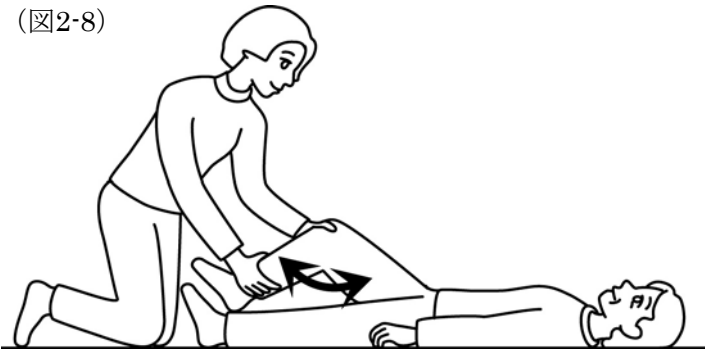


膝関節をほぼ真っ直ぐ伸ばした状態から90°程度他動的に曲げることができない場合に「制限あり」とする。座位、うつ伏せで寝た姿勢(腹臥位)、仰向けに寝た姿勢(仰臥位)、のうち、調査対象者に最も負担をかけないいずれか一つの方法で確認できればよい。

(図2-7)



(図2-8)



(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
「2.肩関節」は、他動的に動かせば動くが、自分では関節の動く範囲の制限がある。	「2.肩関節」	「2.肩関節」は該当しない。 他動的に動かしてみて制限がある場合が該当し、自力では動かせないという状態だけでは該当しないため、他の関節にも拘縮がない場合「1. ない」を選択する。
腰椎や頸椎等に関節の動く範囲の制限がある。	「5.その他」	「5.その他」は該当しない。 腰椎や頸椎等に関節の動く範囲の制限がある場合であっても、四肢の欠損がなければ「5.その他」には該当しない。「特記事項」にその部位と状況を具体的に記載する。

**第1群****1-3 寝返り（能力）**

<b>1-3 寝返り</b>	評価軸：①能力
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. つかまらないでできる</li> <li>2. 何かにつかまればできる</li> <li>3. できない</li> </ol>

**(1) 調査項目の定義**

「寝返り」の能力を評価する項目である。

ここでいう「寝返り」とは、きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに身体の向きを変え、そのまま安定した状態になることが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、サイドレールなど何かにつかまればできるかどうかの能力である。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。身体の上にふとん等をかけない時の状況で選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. つかまらないでできる」**

- ・ 何もつかまらないで、寝返り（片側だけでもよい）が自力でできる場合をいう。
- ・ 仰向けに寝ることが不可能な場合に、横向きに寝た状態（側臥位）から、うつ伏せ（腹臥位）に向きを変えることができれば、「1.つかまらないでできる」を選択する。
- ・ 認知症等で声かけをしない限りずっと同じ姿勢をとり寝返りをしないが、声をかければゆっくりでも寝返りを自力でする場合、声かけのみでできれば「1.つかまらないでできる」を選択する。

**「2. 何かにつかまればできる」**

- ・ ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、自分の体以外の何かにつかまれば自力で寝返りができる場合をいう。

**「3. できない」**

- ・ 介助なしでは、自力で寝返りができない等、寝返りに介助が必要な場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例****① 調査対象者に実際に行ってもらった場合**

側臥位から腹臥位や、きちんと横向きにならなくても横たわったまま左右どちらか（片方だけでよい）に向きを変えられる場合は、「1.つかまらないでできる」を選択する。

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

調査時には、ベッド柵につかまれば自力で「寝返り」ができたため、「2.何かにつかまればできる」を選択する。しかし、家族の話では、めまいがひどい日があり（1週程度）、「3.できない」状態になることがあるとのこと。

## ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

調査時、体調が少し悪いとのことで、調査対象者に実際に行ってもらえなかった。家族の話では、何かにつかまっても自力で「寝返り」ができないということであったので、「3.できない」を選択する。

## ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

◆特記事項の例◆

ベッド柵に紐をつけて、その紐につかまって自力で「寝返り」ができていたため、「2.何かにつかまればできる」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
誰かにベッド柵を持たせてもらえれば、ベッド柵につかまって自力で寝返りができる。	「3.できない」	「2.何かにつかまればできる」を選択する。 ベッド柵を持たせてもらった後の状況で選択する
下半身の麻痺があり、上半身だけならば、何にもつかまらないで、寝返りが自力でできる。	「3.できない」	「1.つかまらないでできる」を選択する。 横たわったまま左右どちらかに向きを変えていれば、「寝返り」ができると選択する。

**第1群****1-4 起き上がり（能力）****1-4  
起き上がり**

評価軸：①能力

1. つかまらないでできる
2. 何かにつかまればできる
3. できない

**(1) 調査項目の定義**

「起き上がり」の能力を評価する項目である。

ここでいう「起き上がり」とは、身体の上に布団をかけないで寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかの能力である。

身体の上にふとん等をかけない時の状況で選択する。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容から、選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. つかまらないでできる」**

- ・何にもつかまらないで自力で起き上がることができる場合をいう。習慣的にベッド上に手や肘をつきながら起き上がる場合も含まれる。

**「2. 何かにつかまればできる」**

- ・ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、自分の身体以外の何かにつかまれば自力で起き上がりができる場合をいう。

**「3. できない」**

- ・介助なしでは自力で起き上がることができない等、起き上がりに介助が必要な場合をいう。途中で自分でできても最後の部分で介助が必要である場合も含まれる。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

寝た状態から上半身を起こす行為を評価する項目であり、うつ伏せになってから起き上がる場合等、起き上がりの経路については限定しない。

自分の膝の裏をつかんで、反動を付けて起き上がれる場合は、「1. つかまらないでできる」を選択する。



## ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

常時、ギャッチアップの状態にある場合は、その状態から評価し、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

調査時には、ベッド柵につかまれば自力で「起き上がり」ができたため、「2.何かにつかまればできる」を選択する。しかし、家族の話では、めまいがひどい日があり（1/週）、「3.できない」状態になることがあるとのこと。

## ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

調査時、体調が少し悪いとのことで、調査対象者に実際に行ってもらえなかった。家族の話では、何かにつかまっても自力で「起き上がり」ができないということで、「3.できない」を選択する。

## ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

補装具を使用している場合は、使用している状況で選択する。ギャッチアップ機能がついている電動ベッド等の場合はこれらの機能を使わない状態で評価する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
自分の膝の裏をつかんで、反動を付けて起き上がることができる。	「2.何かにつかまればできる」	「1. できる」を選択する。 自分の身体につかまることができる場合は、「1.できる」を選択する。

**第1群****1-5 座位保持（能力）****1-5  
座位保持**

評価軸：①能力

1. できる
2. 自分の手で支えればできる
3. 支えてもらえればできる
4. できない

**(1) 調査項目の定義**

「座位保持」の能力を評価する項目である。

ここでいう「座位保持」とは、背もたれがない状態での座位の状態を1分間程度保持できるかどうかの能力である。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. できる」**

- ・背もたれや介護者の手による支えがなくても、座位の保持が自力でできる場合をいう。
- ・下肢の欠損等により床に足をつけることが不可能な場合であっても座位保持ができる場合には、「1.できる」を選択する。
- ・下肢が欠損しているが日頃から補装具を装着しており、できる場合は「1.できる」を選択する。

**「2. 自分の手で支えればできる」**

- ・背もたれは必要ないが、手すり、柵、坐面、壁を自分の手で支える必要がある場合をいう。

**「3. 支えてもらえればできる」**

- ・背もたれがないと座位が保持できない、あるいは、介護者の手で支えていないと座位が保持できない場合をいう。

**「4. できない」**

- ・背もたれを用いても座位が保持できない場合をいう。具体的には、以下の状態とする。
- ・長期間（おおむね1ヶ月）にわたり水平な体位しかとったことがない場合。
- ・医学的理由（低血圧等）により座位保持が認められていない場合。
- ・背骨や股関節の状態により体幹の屈曲ができない状態の場合。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

寝た状態から座位に至るまでの行為は含まない。

畳上の生活で、いすに座る機会がない場合は、畳上の座位や、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時の座位の状態を選択する。

長座位、端座位など、座り方は問わない。

大腿部（膝の上）に手で支えて座位保持ができている場合は「1.できる」を選択する。

ビーズクッション等で支えていないと座位が保持できない場合は、「3.支えてもらえればできる」を選択する。

電動ベッドや車いす等の背もたれを支えとして座位保持ができている場合は、「3.支えてもらえればできる」を選択する。

#### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

##### ◆特記事項の例◆

調査時は、背もたれがない椅子に、支えなく「座位保持」ができたため、「1.できる」を選択する。しかし、家族の話では、起床時のみ「3.支えてもらえればできる」の状態になるとのこと。

#### ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

##### ◆特記事項の例◆

起き上がると少しめまいがするとのことであったため、調査対象者に実際に行ってもらえなかった。利用しているデイサービスと、受診時の待合室での状況から、「2.自分の手で支えればできる」を選択する。

#### ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

## ◆特記事項の例◆

車いすを使用しているが、背もたれを身体の支えとしてはいないため、「座位保持」が「1.できる」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
背もたれやクッションに寄り掛かかれば、「座位保持」ができる。	「4.できない」	「3.支えてもらえればできる」を選択する。 「支え」とは、介護者の支えだけでなく背もたれやクッションに寄り掛かることも含まれる。

## 第1群

## 1-6 両足での立位保持（能力）

### 1-6 両足での 立位保持

評価軸：①能力

1. 支えなしでできる
2. 何か支えがあればできる
3. できない

### (1) 調査項目の定義

「両足での立位保持」の能力を評価する項目である。

ここでいう「両足での立位保持」とは、立ち上がった後に、平らな床の上で立位を10秒間程度保持できるかどうかの能力である。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. 支えなしでできる」

- ・何にもつかまらないうで立っていることができる場合をいう。

#### 「2. 何か支えがあればできる」

- ・壁、手すり、いすの背、杖等、自分の身体以外の何かにつかまると立位保持が可能な場合をいう。

#### 「3. できない」

- ・自分ではものにつかまっても立位を保持できないが、介護者の手で常に身体を支えれば立位保持できる、あるいは、どのような状況であってもまったく立位保持ができない場合をいう。
- ・寝たきりで明らかに立位をとれない場合も含まれる。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

立ち上がるまでの行為は含まない。

片足が欠損しており、義足を使用していない人や拘縮で床に片足がつかない場合は、片足での立位保持の状況で選択する。

膝につかまるなど、自分の体につかまり立位保持ができる場合は、「1. 支えなしでできる」を選択する。

## ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

調査時には、何の支えもなく自力で「両足での立位保持」ができたため、「1.できる」を選択する。しかし、家族の話では、起床時にのみ「2.何か支えがあればできる」の状態になることがあるとのこと。

## ◆特記事項の例◆

片足の欠損があり、床に片足しかつかないが、何にもつかまらずに自力で立位保持ができたため、「1.支えなしでできる」を選択する。

## ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

調査時、体調が少し悪いとのことで、調査対象者に実際に行ってもらえなかった。家族の話では、膝に手をつけて支えながら「立位保持」ができていたということで、「1.支えなしでできる」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
極度の円背のため、自分の両膝に手を置いて二つ折れの状態でしか立ってられない。	「2.何か支えがあればできる」	「1.支えなしでできる」を選択する。 壁や手すり等の代替として、膝につかまるなど、自分の体につかまり立位保持ができる場合も、「1.支えなしでできる」を選択する。
片足が欠損しており、義足を使用していないため、床に片足しかつかないが、その状態での立位保持は、支えなしでできる。	「3.できない」	「1.支えなしでできる」を選択する。 片足が欠損しており、義足を使用していない場合や、拘縮で床に片足がつかない場合は、片足での立位保持の状況で選択する。

1-7 歩行	評価軸：①能力
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. つかまらないでできる</li> <li>2. 何かにつかまればできる</li> <li>3. できない</li> </ol>

### (1) 調査項目の定義

「歩行」の能力を評価する項目である。

ここでいう「歩行」とは、立った状態から継続して歩くことができるかどうかの能力である。

立った状態から継続して（立ち止まらず、座り込まずに）5 m程度歩ける能力があるかどうかで選択する。調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. つかまらないでできる」

- ・ 支えや日常的に使用する器具・器械なしに自分で歩ける場合をいう。
- ・ 視力障害者のつたい歩きも含まれる。
- ・ 視力障害があり、身体を支える目的ではなく方向を確認する目的で杖を用いている場合は、「1. つかまらないでできる」を選択する。

#### 「2. 何かにつかまればできる」

- ・ 杖や歩行器等を使用すれば歩ける、壁に手をかけながら歩ける場合等身体以外の何かにつかまると歩行が可能な場合をいう。
- ・ 片方の腕を杖で、片方の腕を介護者が支えれば歩行できる場合は、「2.何かにつかまればできる」を選択する。

#### 「3. できない」

- ・ 何かにつかまったり、支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。
- ・ 「歩行」については、5 m程度歩けるかどうかについて評価する項目であり、「2 mから3 m」しか歩けない場合は「歩行」とはとらえないため、「3.できない」を選択する。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

歩幅や速度、方向感覚や目的等は問わない。

リハビリの歩行訓練時には、平行棒の間を5m程度歩行できていてもリハビリの訓練中は一般的には日頃の状況ではないと考える。

心肺機能の低下等のため、主治医より軽い労作も禁じられている等で、5m程度の歩行を試行することができない場合には、「3.できない」を選択する。

両足切断のため、屋内の移動は両手で行うことができて、立位をとることができない場合は、歩行は「できない」を選択する。

#### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

##### ◆特記事項の例◆

1m程度ずつ、立ち止まらなると5m程は歩くことができないため、「3.できない」を選択する。

#### ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

##### ◆特記事項の例◆

調査時、体調が少し悪いとのことで、実際に行ってもらえなかった。家族の話では、壁や家具につかまりながらであれば、自力で「歩行」ができるということで、「2.何かにつかまればできる」を選択する。

#### ③ 補装具を使用している場合

補装具を使用している場合は、使用している状況で選択する。

#### ④ 福祉用具を使用している場合

杖や歩行器等を使用する場合は、「2.何かにつかまればできる」を選択する。



## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
日常の生活上では、「歩行」は何かにつかまってもできないが、リハビリの歩行訓練時には、平行棒の間をつかまりながら、5 m程度は歩行できている。	「2.何かにつかまればできる」	「3.できない」を選択する。 リハビリの歩行訓練時には、平行棒の間を5 m程度歩行できていてもリハビリの訓練中は一般的には日頃の状況ではないと判断する。
心肺機能の低下等により、室内を歩くだけで呼吸困難等を起こすため、途中で座り込み休憩しつつ、何かにつかまれば5 m歩くことができる。	「2.何かにつかまればできる」	「3.できない」を選択する。 途中で座り込み休憩しないと連続して5 m歩くことができない場合は、「3.できない」を選択する。
自分の膝に手を置いて、ゆっくり歩き、5 m歩行するのを確認した。	「2.何かにつかまればできる」	「1. できる」を選択する。 自分の身体につかまってできる場合は、「1.できる」を選択する。

**第1群****1-8 立ち上がり（能力）****1-8  
立ち上がり**

評価軸：①能力

1. つかまらないでできる
2. 何かにつかまればできる
3. できない

**(1) 調査項目の定義**

「立ち上がり」の能力を評価する項目である。

ここでいう「立ち上がり」とは、いすやベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる行為を行う際に（床からの立ち上がりは含まない）、ベッド柵や手すり、壁等につかまらないで立ち上がるができるかどうかの能力である。

膝がほぼ直角に屈曲している状態からの立ち上がりができるかどうかで選択する。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. つかまらないでできる」**

- ・いす、ベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる際に、ベッド柵、手すり、壁等何にもつかまらないで、立ち上がる行為ができる場合をいう。

**「2. 何かにつかまればできる」**

- ・ベッド柵、手すり、壁等自分の身体以外につかまれば立ち上がる行為ができる場合をいう。介護者の手で引き上げられる状況ではなく、支えがあれば基本的に自分で立ち上がることができる場合も含まれる。

**「3. できない」**

- ・自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

寝た状態から座位に至るまでの行為は含まない。

昼上の生活で、いすに座る機会がない場合は、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時や、受診時の待合室での状況等の状態で選択する。

## ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

調査時には、ベッドサイドに取り付けられた移乗バーにつかまれば自力で「立ち上がり」ができたため、「2.何かにつかまればできる」を選択する。

## ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

畳上の生活で椅子に座る機会がなく、自宅には椅子もないとのことで、調査対象者に実際に行ってもらえなかった。利用しているデイサービスと、受診時の待合室での状況から、「2.何かにつかまればできる」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
自分の膝に手をついて、上肢に力を入れて立ち上がる。	「2.何かにつかまればできる」	「1.できる」を選択する。 自分の身体にのみつかまって立ち上がることができれば、「1.できる」を選択する。
椅子の座面に手をついて、上肢に力をいれて立ち上がる。	「2.何かにつかまればできる」	「1.できる」を選択する。 立ち上がる際に、手は座面から離れることから、「1.できる」を選択する。

**第1群****1-9 片足での立位（能力）****1-9  
片足での立位**

評価軸：①能力

1. 支えなしでできる
2. 何か支えがあればできる
3. できない

**(1) 調査項目の定義**

「片足での立位」の能力を評価する項目である。

ここでいう「片足での立位」とは、立ち上がるまでに介助が必要か否かにかかわらず、平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま立位を保持する（平衡を保てる）ことができるかどうかの能力である。

平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま1秒間程度、立位を保持できるかどうかで選択する。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの聞き取り内容で選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 支えなしでできる」**

- ・何もつかまらないうで、いずれか一側の足で立っていることができる場合をいう。

**「2. 何か支えがあればできる」**

- ・壁や手すり、いすの背など、何かにつかまるといづれか一側の足で立っていることができる場合をいう。

**「3. できない」**

- ・自分では片足が上げられない、自分の手で支えるのではなく、介護者によって支えられた状態でなければ片足を上げられない、あるいは、どのような状況であってもまったく片足で立っていることができない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

立ち上がるまでの能力については含まない。

**① 調査対象者に実際に行ってもらった場合**

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

家族は、片足での立位はできないといていたが、試行したところ、できたため「1.支えなしでできる」を選択する。

## ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

調査時、体調不良とのことで、実際に行ってもらえなかった。家族の話では、手すりにつかまっても浴槽の出入りや階段の上り下りができないとのこと。何かにつかまっても自力で「片足での立位」はできないだろうということで、「3.できない」を選択する。

## ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

### (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
視力障害者が、転倒等の不安から杖を持っている。体重を支えるために杖を用いることなく立位保持が可能である。	「2.何か支えがあればできる」	「1.支えなしでできる」と選択する。 杖を持っているが、支えとして全く使用していないため「1.支えなしでできる」と選択する。

**第1群****1-10 洗身（介助の方法）****1-10  
洗身**

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 一部介助
3. 全介助
4. 行っていない

**(1) 調査項目の定義**

「洗身」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「洗身」とは、浴室内（洗い場や浴槽内）で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うことをいう。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・一連の「洗身」（浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うこと）の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・介護者が石鹸等を付けて、体の一部を洗う等の場合をいう。
- ・見守り等が行なわれている場合も含まれる。

**「3. 全介助」**

- ・一連の「洗身」（浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うこと）の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・本人に手の届くところを「洗身」してもらった後、本人が「洗身」した個所も含めて、介護者が全てを「洗身」しなおしている場合は、「3.全介助」を選択する。

**「4. 行っていない」**

- ・日常的に「洗身」を行っていない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

入浴環境は問わない。

洗髪行為は含まない。

入浴行為は、この項目には含まない。

清拭のみが行われている場合は、本人が行っているか介助者が行っているかに関わらず、「4.行っていない」を選択する。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

日によって入浴の方法・形態が異なる場合も含めて、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

重度の認知症があり、少し腕をタオルでなでるが、すぐに意欲がなくなり、全く自分では「洗身」をしなくなる。介護者が全身を「洗身」をしておしているため「3.全介助」を選択する

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

#### ◆特記事項の例◆

自宅の浴室の住宅改修及び福祉用具等を整備しており、洗いやし洗身ブラシの自助具も利用して、自力で介助なしで行っているため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

日常的に、洗身を行っていない場合は、「4.行っていない」を選択し、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

身体的な理由ではなく、本人の意思により、自分で濡れタオルで身体を拭いている（清拭）だけで、入浴（洗身）を拒否しているため、「4.行っていない」を選択する。

### ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

独居で、介護者がおらず、本人の話では入浴は問題なく行っているとのことであるが、肩関節に強い拘縮があること、体臭からも、介助が必要と考え「2.一部介助」を選択する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、時間をかければ自力で「洗身」が可能であると思われ、一部は自分で洗っているが、十分な清潔保持等の理由から、介護職員が全身を洗い直しているため、「3.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
本人に手の届くところを「洗身」してもらい、念入りに洗身するためにもう一度、本人が洗身した個所も含めて介護者が全てをやり直している。	「2.一部介助」	「3.全介助」を選択する。 本人が手の届くところは「洗身」していても、念入りに洗身するためにもう一度、本人が洗身した個所も含めて介護者が全てを「洗身」し直している場合は、「3.全介助」を選択する。



**第1群****1-11 つめ切り（介助の方法）****1-11  
つめ切り**

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 一部介助
3. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「つめ切り」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「つめ切り」とは、「つめ切り」の一連の行為のことで、「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含む。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・「つめ切り」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・つめ切りに見守りや確認が行われている場合を含む。
- ・左右どちらか片方の手のつめのみ切れる、手のつめはできるが足のつめはできない等で一部介助が発生している場合も含む。

**「3. 全介助」**

- ・一連の行為すべてに介助が行われている場合をいう。
- ・介護者が、本人が行った箇所を含めてすべてやりなおす場合も含む。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

切ったつめを捨てる以外の、つめを切った場所の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合**

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

**◆特記事項の例◆**

一般の「つめ切り」の道具では自力では困難であるが、自助具の切りやすいつめ切りと、つめやすりを使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**③ 調査対象の行為自体が発生しない場合**

四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**◆特記事項の例◆**

四肢の全指を切断しており、つめがないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**④ 常時、介助を提供する者がいない場合**

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**◆特記事項の例◆**

独居で、介護者がなく、本人の話によると介助なしに問題なくできているとのことであるが、調査時に見た状況では、手はできているが、足は十分にできていない様子であるため「2.一部介助」を選択する。

**⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合**

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

本人の能力はあると思われるが入院・入所や介護者の状況等によって、介助が発生していると考えられる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**◆特記事項の例◆**

ビーズのアクセサリ作りを楽しむなど、自力で「つめ切り」を行う能力はあると思われるが、十分な清潔保持のためと、施設の介護業務の関係から、「つめ切り」の介助が行われているため、「3.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
寝たきりであり、能力は全くないと考えられるが、四肢の全指を切断しており、切るつめがない。	「3.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 「つめ切り」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。
片麻痺があり左の片方の手のつめは切れるので、右の片方の手の「つめ切り」のみ介助が行われている。	「3.全介助」	「2.一部介助」を選択する。 左右どちらか片方の手のつめのみ切っていたり、手のつめは自分で切っているが足のつめはできない等でつめ切りの介助が発生している場合は、「2.一部介助」を選択する。

**第1群****1-12 視力（能力）****1-12  
視力**

評価軸：①能力

1. 普通（日常生活に支障がない）
2. 約1 m離れた視力確認表の図が見える
3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える
4. ほとんど見えない
5. 見えているのか判断不能

**(1) 調査項目の定義**

「視力」（能力）を評価する項目である。  
ここでいう「視力」とは、見えるかどうかの能力である。  
認定調査員が実際に視力確認表の図を調査対象者に見せて、視力を評価する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 普通（日常生活に支障がない）」**

- ・新聞、雑誌などの字が見え、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合をいう。

**「2. 約1 m離れた視力確認表の図が見える」**

- ・新聞、雑誌などの字は見えないが、約1 m離れた視力確認表の図が見える場合をいう。

**「3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える」**

- ・約1 m離れた視力確認表の図は見えないが、目の前に置けば見える場合をいう。

**「4. ほとんど見えない」**

- ・目の前に置いた視力確認表の図が見えない場合をいう。

**「5. 見えているのか判断不能」**

- ・認知症等で意思疎通ができず、見えているのか判断できない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

見えるかどうかを選択するには、会話のみでなく、手話、筆談等や、調査対象者の身振りに基づいて視力を確認する。

見たものについての理解等の知的能力を問う項目ではない。

部屋の明るさは、部屋の電気をつけた上で、利用可能であれば読書灯などの補助照明器具を使用し十分な明るさを確保する。

視野狭窄等の視覚に関する障害については、「特記事項」に記載する。

視野狭窄がある場合、視力確認表の図を調査対象者が見える範囲に置いて視力を評価する。

眼鏡・コンタクトレンズ等を使用している場合は、使用している状況で選択する。

### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

実際に確認し、「2.約1m離れた視力確認表の図が見える」を選択する。しかし、強度の視野狭窄があり、誰かが付き添わなければ外出ができず、通院時（1/週）には同居の娘が付き添っている。

### ② 調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合は、その理由や状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

また、調査対象者や介護者からの聞き取り内容、選択した根拠等についても、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

認知症等で意思疎通ができず、見えているのか分からないため、「5.見えているのか判断不能」を選択する。

### ③ 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

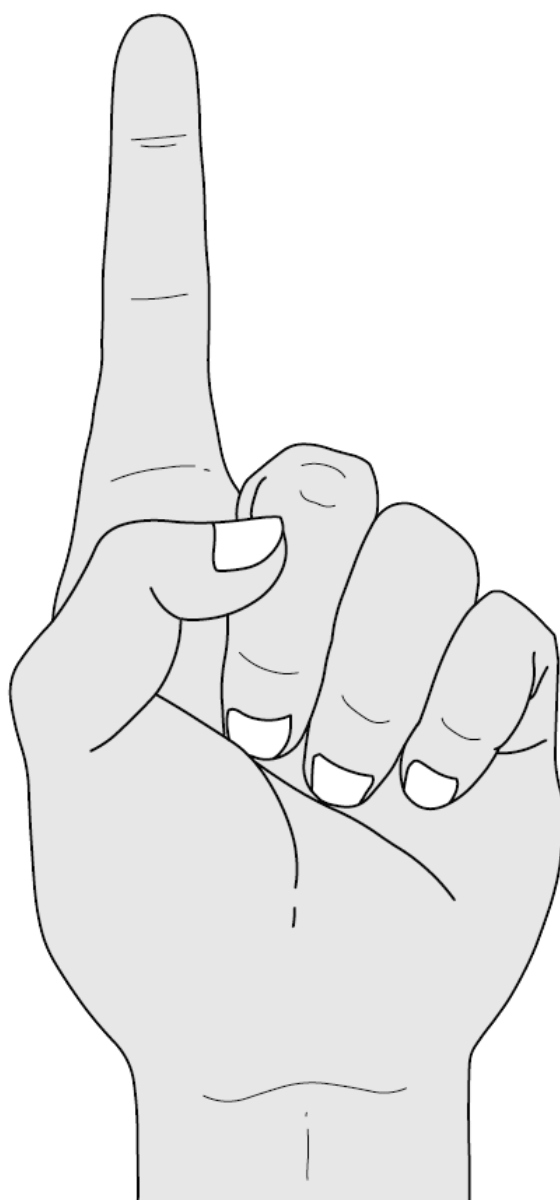
#### ◆特記事項の例◆

実際に確認して「2.約1m離れた視力確認表の図が見える」を選択する。しかし、強度の視力矯正の眼鏡を使用しており、その眼鏡がなければ、ほとんど見えないため、外出もできないとのこと。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
視力確認表の図を調査対象者が見える範囲に置いて確認すると「2.約1 m離れた視力確認表の図が見える」となったが、強度の視野狭窄があり、外出ができない等の日常生活での支障があり、約1 m離れた距離でも、視野から少しでも外れると全く見えない。	「4.ほとんど見えない」	「2.約1 m離れた視力確認表の図が見える」を選択する。 視野狭窄がある場合、視力確認表の図を調査対象者が見える範囲に置いて視力を評価する。

視力確認表



**第1群****1-13 聴力（能力）****1-13  
聴力**

評価軸：①能力

1. 普通
2. 普通の声がやっと聞き取れる
3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
4. ほとんど聞こえない
5. 聞こえているのか判断不能

**(1) 調査項目の定義**

「聴力」（能力）を評価する項目である。  
ここでいう「聴力」とは、聞こえるかどうかの能力である。  
認定調査員が実際に確認して評価する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 普通」**

- ・日常生活における会話において支障がなく、普通に聞き取れる場合をいう。

**「2. 普通の声がやっと聞き取れる」**

- ・普通の声で話すと聞き取りにくく、聞き間違えたりする場合をいう。

**「3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる」**

- ・耳元で大きな声で話したり、耳元で大きな物音を立てると何とか聞こえる、あるいは、かなり大きな声や音でないと聞こえない場合をいう。

**「4. ほとんど聞こえない」**

- ・ほとんど聞こえないことが確認できる場合をいう。

**「5. 聞こえているのか判断不能」**

- ・認知症等で意思疎通ができず、聞こえているのか判断できない場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

聞こえるかどうかは、会話のみでなく、調査対象者の身振り等も含めて評価する。  
普通に話しかけても聞こえない調査対象者に対しては、耳元で大きな声で話す、音を出して反応を確かめる等の方法に基づいて聴力を評価する。



耳で聞いた内容を理解しているかどうか等の知的能力を問うものではない。  
 日常的に補聴器等を使用している場合は、使用している状況で評価する。  
 失語症や構音障害があっても、声や音が聞こえているかどうかで評価する。  
 調査の妨げとなるような大きな雑音がある場所での調査は避ける。

### ① 調査対象者に実際に行ってもらった場合

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。

その場合、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

失語があり、通常の会話ができないため、調査時の問いかけに対する身振り等の状況で、「3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる」を選択する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で評価する。

#### ◆特記事項の例◆

調査時には補聴器を使用した状況で、会話の受け答えから、「2. 普通の声がやっと聞こえる」を選択するが、かなりゆっくりと話したり、分かりやすい言葉がやっと聞こえる程度である。同居の妻は話が通じなくストレスがたまると訴えるが、今のところ具体的な支障は発生していない。

### (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
認知症で意思疎通が難しく、会話は通じないが、耳元で大きな物音を立てると、身振り等の様子で何とか聞こえていると思われる。	「5. 聞こえているのか判断不能」	「3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる」を選択する。 聞こえるかどうかを選択するには、会話のみでなく、調査対象者の身振り等に基づいて聴力を確認する。

第2群	生活機能
-----	------

第2群	生活機能
-----	------

「第2群 生活機能」は、移乗、食事摂取、洗顔等の日常生活動作の機能や、外出頻度の生活活動に関して調査を行う項目の群（グループ）である。

評価軸は3軸あるが、能力を評価するのは、えん下のみである。

有無を評価するのは、外出頻度だけであり、これ以外は、すべて介助を評価軸とすることから、2群の評価は、介助の実態を評価した項目群と考えられる。

		評価軸			調査内容				
		①能力	②介助	③有無	①ADL・起居動作	②認知	③行動	④社会生活	⑤医療
生活機能	「2-1 移乗」		○		○				
	「2-2 移動」		○		○				
	「2-3 えん下」	○			○				
	「2-4 食事摂取」		○		○				
	「2-5 排尿」		○		○				
	「2-6 排便」		○		○				
	「2-7 口腔清潔」		○		○				
	「2-8 洗顔」		○		○				
	「2-9 整髪」		○		○				
	「2-10 上衣の着脱」		○		○				
	「2-11 スポン等の着脱」		○		○				
	「2-12 外出頻度」			○				○	

**第2群****2-1 移乗（介助の方法）****2-1  
移乗**

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「移乗」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「移乗」とは、「ベッドから車いす（いす）へ」「車いすからいすへ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす（いす）からポータブルトイレへ」「畳からいすへ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからストレッチャーへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ることである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・「移乗」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「移乗」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要となる「確認」「指示」「声かけ」等のことである。
- ・また、ベッドから車いすに移乗する際、介護者が本人の身体に直接触れず、安全に乗り移れるよう、動作に併せて車いすをお尻の下にさしこんでいる場合は、「2.見守り等」を選択する。

**「3. 一部介助」**

- ・自力では移乗ができないために、介護者が手を添える、体を支えるなどの「移乗」の行為の一部に介助が行われている場合をいう。

**「4. 全介助」**

- ・自分では移乗ができないために、介護者が抱える、運ぶ等の「移乗」の介助の全てが行われている場合をいう。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

義足や装具、歩行器等の準備は介助の内容には含まない。

在宅で畳中心の生活であり、いすを使用していない場合で、両手をついて腰を浮かせる行為自体だけでは該当しない。

#### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

##### ◆特記事項の例◆

通常は自力で介助なしで行っているが、起床時のみ、ベッドから車いすへ介護者が身体を支える介助を行っている。より頻回に見られる状況から「1.自立（介助なし）」を選択する。

#### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

##### ◆特記事項の例◆

ベッドサイドの両脇に取り付けられた2本の移乗バーを使用して自力で介助なしで行っており「1.自立（介助なし）」を選択する。

#### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

重度の寝たきり状態などで、「移乗」の機会が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。ただし、調査日から過去1週間に移乗の機会が1度でもある場合は、その際の介助の方法で選択する。

##### ◆特記事項の例◆

重度の寝たきりであり、「移乗」の機会が全くないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

#### ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

##### ◆特記事項の例◆

独居で、「移乗」の際にいすやポータブルトイレから転倒（転げ落ちている）し、足にアザが確認できることから、「移乗」の際の見守りが必要と考えられるため、「2.見守り等」を選択する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

日中は、ベッドから車いすへの「移乗」も自力で介助なしで行っているが、夜間のみ、ポータブルトイレを使用しており、転倒防止等の理由から、介護者である夫が手を添えて、体を支える介助を行っている。夜間排尿のたび（2/日）に夫も起きて介助する。より頻回に見られる状況から「1.自立（介助なし）」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
重度の寝たきり状態であり、「移乗」の機会が全くない状況である。	「4.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 重度の寝たきり状態であり、「移乗」の機会が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**第2群****2-2 移動（介助の方法）****2-2  
移動**

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「移動」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「移動」とは、「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助が行われているかどうかで選択する。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・「移動」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「移動」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

**「3. 一部介助」**

- ・自力では、必要な場所への「移動」ができないために、介護者が手を添える、体幹を支える、段差で車椅子を押す等の「移動」の行為の一部に介助が行われている場合をいう。

**「4. 全介助」**

- ・自力では、必要な場所への「移動」ができないために、「移動」の行為の全てに介助が行われている場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

移動の手段は問わない。

義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器などを使用している場合は、その状況に基づいて評価する。

車いす等を使用している場合は、車いす等に移乗したあとの移動について選択する。

外出行為に関しては、含まない。

◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、場所の理解ができず、排泄、食堂、入浴等、生活のすべての場面で手を引いて案内する必要があるため、「2. 一部介助」を選択する。週2回、手引きをしても抵抗し、なだめるまでに10分程度かかることが発生しており手間がかかっている。

◆特記事項の例◆

自宅内は杖を使用して自力で介助なしで「移動」を行っているため「1.自立（介助なし）」を選択する。しかし、通院時（1/週）に外出する際には、車いすを押してもらう。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

居室の隣にあるトイレまでの「移動」（5回程/日）など、通常は自力で介助なしで行っているが、食堂（3回/日）及び浴室（週数回）への車いすでの「移動」は、介助が行われている。より頻回の状況から「1.自立（介助なし）」を選択する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器などを使用している場合は、その状況に基づいて選択する。

車いす等を使用している場合は、車いす等に移乗したあとの移動について選択する。

◆特記事項の例◆

自宅内では、通常型車いすで介助が行われているため、「4.全介助」を選択する。ただし、外出（4/週）は、電動車いすを使用しているため、自力で介助なしで行っている。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

重度の寝たきり状態などで、「移動」の機会が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

◆特記事項の例◆

重度の寝たきり状態であり、「移動」の機会が全くないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

## ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、「移動」の際には、常に介護職員によって手引きの介助を受けるため、「3.一部介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
中心静脈栄養で、入浴も禁止の重度の寝たきり状態であり、「移動」の機会が全くない状況である。	「4.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 中心静脈栄養等で、入浴も禁止の重度の寝たきり状態であり、「移動」の機会が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。



**第2群****2-3 えん下（能力）**

<b>2-3 えん下</b>	評価軸：①能力
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. できる</li> <li>2. 見守り等</li> <li>3. できない</li> </ol>

**(1) 調査項目の定義**

「えん下」の能力を評価する項目である。

ここでいう「えん下」とは、食物を経口より摂取する際の「えん下」（飲み込むこと）の能力である。

能力の項目であるが、必ずしも試行する必要はない。頻回に見られる状況や日頃の状況について、調査対象者や介護者からの聞き取りで選択してもよい。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. できる」**

- ・えん下することに問題がなく、自然に飲み込める場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合をいう。必ずしも見守りが行われている必要はない。

**「3. できない」**

- ・えん下ができない場合、または誤えん（飲み込みが上手にできず肺などに食物等が落ち込む状態）の恐れがあるため経管栄養（胃ろうを含む）や中心静脈栄養（IVH）等が行われている場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

咀嚼（噛むこと）や口腔内の状況の評価するものではない。

食物を口に運ぶ行為については、「2-4 食事摂取」で評価する。

試行せずに選択する場合、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

また、固形物か、液体かどうか等、食物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食等）によって異なる場合も、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に

記載する。

入院・入所後は、トロミ食のみを摂取しているため、居宅での生活時とは異なり、飲み込みに支障がなくなった場合は、現在の入院・入所後の状況で選択する。

◆特記事項の例◆

居宅では普通食のため喉に詰まらせることがあり見守っていたが、入院・入所後は、トロミ食のみのため、飲み込みに支障がなくなり「1.できる」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
普通食ではむせるが、毎食時、トロミをつけているため、むせずに自然に飲み込めており、見守りは行っていない。	「3.できない」	「1.できる」を選択。 固形物か、液体かどうか等、食物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食等）によって異なる場合は日頃の状況で、飲み込みができるかどうかを選択する。

## 第2群

## 2-4 食事摂取（介助の方法）

### 2-4 食事摂取

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

#### (1) 調査項目の定義

「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「食事摂取」とは、食物を摂取する一連の行為のことである。

通常の経口摂取の場合は、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のことである。また、食事摂取の介助には、経管栄養の際の注行為も含まれる（ただし中心静脈栄養のみ実施され、経管、経口の栄養摂取がない場合、食物の摂取と捉えないため、「1.自立（介助なし）」とする）。

#### (2) 選択肢の選択基準

##### 「1. 自立（介助なし）」

- ・「食事摂取」の介助が行われていない場合をいう。

##### 「2. 見守り等」

- ・「食事摂取」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、行為の「確認」「指示」「声かけ」「皿の置き換え」等のことである。

##### 「3. 一部介助」

- ・「食事摂取」の行為の一部のみに介助が行われている場合をいう。
- ・ただし、この「一部」については、時間の長短は問わない。
- ・また、1回ごとの食事における一連の行為中の「一部」のことであり、朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合は、後述の「(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例」にしたがって選択する。

##### 「4. 全介助」

- ・「食事摂取」の介助の全てが行われている場合をいう。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

食事の量、適切さを評価する項目ではなく、「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

食物の摂取ではないため中心静脈栄養は含まない。

調理（厨房・台所でのきざみ食、ミキサー食の準備等）、配膳、後片づけ、食べこぼしの掃除等は含まない。

小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等（厨房・食卓は問わない）、食べやすくするための介助は含まない。

エプロンをかける、椅子に座らせる等は含まない。

#### ◆特記事項の例◆

毎食介助者が経管栄養にて栄養剤を注入しているため「4.全介助」を選択する。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

#### ◆特記事項の例◆

通常は介助なしで行っている。毎日朝食の際は、最初の数口は、介助者が口まで食事を運んでいる。頻度から「1. 自立(介助なし)」を選択。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

#### ◆特記事項の例◆

自力で自助具を使用する。「1. 自立(介助なし)」を選択。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

経口摂取が禁じられており、中心静脈栄養のみを行っている場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

#### ◆特記事項の例◆

中心静脈栄養のみで食事摂取についての介助が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

## ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。施設入所者で食事摂取について機能的には自立（介助なし）していると考えられるが、他の入所者の食事まで食べてしまうため、常時見守り等が行われている場合は、「2.見守り等」を選択する。しかし、入院・入所等で、食堂で集団で食事する時には必ず介護職員等が付き添うこととなっているなど、いわゆる「全体的に目配りをしている状況」の場合は、「2.見守り等」には該当しない。入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

本人が自力で行うと時間がかかるので、介護者である妻が全て介助しており、「4.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
中心静脈栄養のみで、経口での食事は全く摂っていない。	「4.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。経口摂取が禁じられており、中心静脈栄養のみを行っており、経口摂取を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**第2群****2-5 排尿（介助の方法）****2-5  
排尿**

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「排尿」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「排尿」とは、「排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、尿器への排尿）」「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿直後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換」「抜去したカテーテルの後始末」の一連の行為のことである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・「排尿」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「排尿」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要となる行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

**「3. 一部介助」**

- ・「排尿」の一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。

**「4. 全介助」**

- ・調査対象者の「排尿」の介助の全てが行われている場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

尿意の有無は問わない。

トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿直後の掃除は含まれるが、トイレの日常的な掃除は含まない。また使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の掃除ではないため含まない。

トイレまでの移動に関する介助は、他の移動行為とともに「2-2 移動」で評価する。トイレやポータブルトイレへの移乗に関する介助は、他の移乗行為とともに「2-1 移乗」で評価する。

失禁した場合の衣服の更衣に関する介助は、他の着脱行為とともに「2-10 上衣の着脱」「2-11 ズボン等の着脱」で評価する。

◆特記事項の例◆

介助なく行っているため、「1.自立(介助なし)」を選択するが、床に尿が飛び散る量が多く、家族は気づいたときに1日1回程度トイレの床を拭いている。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。おむつや尿カテーテル等を使用しているも、自分で準備から後始末まで行っている場合は、「1.自立（介助なし）」を選択する。

◆特記事項の例◆

尿カテーテルを使用しているが、自分で準備から後始末まで行っているため、「1.自立（介助なし）」を選択する。ただし、月に数日、体調が悪いときなどは、介護者である妻が後始末を行っている。

### ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

人工透析を行っている等で、排尿が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

◆特記事項の例◆

人工透析を行っており、排尿が全くないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

### ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

独居。下着への尿失禁がある。本人は自分でトイレにいけると言うが、尿臭が強く、排尿行為に見守りや声かけが必要な状態と考え「2.見守り」を選択する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
人工透析で、排尿が全くない。	「4.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 排尿自体が全くない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。



2-6  
排便

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「排便」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「排便」とは、「排便動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、排便器への排便）」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便直後の掃除」「オムツ、リハビリパンツの交換」「ストーマ（人工肛門）袋の準備、交換、後始末」の一連の行為のことである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・「排便」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 見守り等」**

- ・「排便」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要となる行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

**「3. 一部介助」**

- ・「排便」一連の行為に部分的な介助が行われている場合をいう。

**「4. 全介助」**

- ・調査対象者の「排便」の介助の全てが行われている場合をいう。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便直後の掃除は含まれるが、トイレの日常的な掃除は含まない。また使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の掃除ではないため含まない。

トイレまでの移動に関する介助は、他の移動行為とともに「2-2 移動」で評価する。トイレやポータブルトイレへの移乗に関する介助は、他の移乗行為とともに「2-1 移乗」で評価する。

失禁した場合の衣服の更衣に関する介助は、他の着脱行為とともに「2-10 上衣の着脱」「2-11 ズボン等の着脱」で評価する。

流腸や摘便等の行為そのものは含まれないが、これらの行為に付随する排便の一連の行為は含む。

◆特記事項の例◆

トイレまでの移動は介助が行われているが、排便行為には介助が行われていないため、「1. 自立(介助なし)」とする。

◆特記事項の例◆

排便行為は、週1回、看護師が摘便を行う。ズボンの上げ下げ、肛門の清拭に介助が行われているため、「4. 全介助」を選択する。

### ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

通常は、トイレへの移動以外は介助なしに行っている。下剤を数日毎に服用。下剤服用後はポータブルトイレを使用。「ズボンの上げ下げ」の介助が行われている。頻度から勘案し「1. 自立(介助なし)」を選択する。

### ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

◆特記事項の例◆

人工肛門（ストーマ）を使用しているが、自分でストーマ袋の準備、交換、後始末まで行っているため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

### ③ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

独居。調査時にズボンに便が付いていた事を確認したため、ズボンの上げ下げの介助を必要と考え「2. 一部介助」を選択する

## ④ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、能力的には自立（介助なし）しているが、時間がかかるので職員が全ての介助を行っているため、「4. 全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
人工肛門で、ストーマ袋の準備、片付けは介護者がしているが、ストーマ袋の交換は自分でできる。	「1.自立（介助なし）」	「3.一部介助」を選択する。 人工肛門（ストーマ）の場合、ストーマ袋の準備、ストーマ袋の交換、片付けも含まれる。

**第2群****2-7 口腔清潔（介助の方法）****2-7  
口腔清潔**

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 一部介助
3. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「口腔清潔」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「口腔清潔」とは、歯磨き等の一連の行為のことで、「歯ブラシやうがい用の水を用意する」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯をはずす」「うがいをする」等のことである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・「口腔清潔」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・見守り等が行われている場合も含まれる。
- ・歯磨き中の指示や見守り、磨き残しの確認が行われている場合を含む。
- ・義歯の出し入れはできるが、義歯を磨く動作は介助者が行っている場合も含む。

**「3. 全介助」**

- ・「口腔清潔」の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・本人が行った箇所を含めて、介護者がすべてやりなおす場合も含む。
- ・介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口をすすいで吐き出す行為だけができる場合は、「3.全介助」を選択する。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

洗面所への誘導、移動は含まない。

洗面所周辺の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合**

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

**◆特記事項の例◆**

自助具の歯ブラシと、持ち易いコップを使用し介助なしで行っているため、「1. 自立(介助なし)」を選択する。

**③ 調査対象の行為自体が発生しない場合**

歯磨き粉を歯ブラシにつけない、口腔清浄剤を使用している等の場合も、「口腔清潔」に含む。義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で選択する。

「口腔清潔」を行う習慣がない等の場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**◆特記事項の例◆**

歯磨き粉を歯ブラシにつけて歯を磨くことはせず、口腔清浄剤を使用しているが、介助は全く行われていないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**◆特記事項の例◆**

本人の以前から生活習慣で、歯磨き等を全く行っていないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**④ 常時、介助を提供する者がいない場合**

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合**

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

本人は時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、自力で「口腔清潔」を行うことは可能だと思われるが、施設での介護業務の関係から、義歯の着脱と洗浄等の介助が行われているため、「3. 全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
本人の以前からの生活習慣で、歯磨き等の「口腔清潔」を全く行っていない。	「3.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 「口腔清潔」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。
介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口を漱ぎ吐き出す行為だけができる。	「2.一部介助」	「3.全介助」を選択。 介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口を漱ぎ吐き出す行為だけができる場合は、「3.全介助」を選択する。

2-8 洗顔	評価軸：②介助の方法
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自立（介助なし）</li> <li>2. 一部介助</li> <li>3. 全介助</li> </ol>

### (1) 調査項目の定義

「洗顔」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「洗顔」とは、洗顔の一連の行為のことで、一連の行為とは、「タオルの準備」「蛇口をひねる」「顔を洗う」「タオルで拭く」「衣服の濡れの確認」等の行為をいう。また、「蒸しタオルで顔を拭く」ことも含む。

### (2) 選択肢の選択基準

#### 「1. 自立（介助なし）」

- ・「洗顔」の介助が行われていない場合をいう。

#### 「2. 一部介助」

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・見守り等が行われている場合も含まれる。
- ・洗顔中の見守り等、衣服が濡れていないかの確認等が行われている場合を含む。
- ・蒸しタオルで顔を拭くことはできるが、蒸しタオルを準備してもらうなどの介助が発生している場合を含む。

#### 「3. 全介助」

- ・「洗顔」の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・介護者が本人の行った箇所を含めてすべてやりなおす場合も含む。

### (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

洗面所への誘導、移動は含まない。

洗面所周辺の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合**

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

**◆特記事項の例◆**

手指の麻痺等があり、自助具のタオル(洗い用と拭き用)を使用して、介助なしで行っているため、「1. 自立(介助なし)」を選択する。

**③ 調査対象の行為自体が発生しない場合**

「洗顔」を行う習慣がない等の場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**◆特記事項の例◆**

本人の以前からの生活習慣で、「洗顔」を全く行っていないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

**④ 常時、介助を提供する者がいない場合**

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合**

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

本人は時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

**◆特記事項の例◆**

蒸しタオルで顔を拭く等「洗顔」の介助が介護職員によって行われるため、「3. 全介助」を選択する。



## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
本人の以前からの生活習慣で、「洗顔」を全く行っていない。	「3.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 「洗顔」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。
自力で蒸しタオルで顔を拭くことはできると思えるが、十分な清潔保持のため等の理由から、蒸しタオルで顔を拭く等「洗顔」の介助が介護職員によって行われている。	「2.一部介助」	「3.全介助」を選択する。 自力で蒸しタオルで顔を拭くことはできると思えても、実際には、十分な清潔保持のため等の理由から、蒸しタオルで顔を拭く等「洗顔」の介助が介護職員によって行われている場合には、「3.全介助」を選択する。

**第2群****2-9 整髪（介助の方法）****2-9  
整髪**

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 一部介助
3. 全介助

**(1) 調査項目の定義**

「整髪」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「整髪」とは、「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のことである。

**(2) 選択肢の選択基準****「1. 自立（介助なし）」**

- ・「整髪」の介助が行われていない場合をいう。

**「2. 一部介助」**

- ・一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。
- ・見守り等が行われている場合も含まれる。

**「3. 全介助」**

- ・「整髪」の全ての介助が行われている場合をいう。
- ・本人が行った箇所を含めて介護者がすべてやりなおす場合も含む。

**(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例**

洗面所等鏡がある場所への誘導、移動は含まない。  
洗面所周辺の掃除等は含まない。

**① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合**

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

## ◆特記事項の例◆

一般の「整髪」の道具では自力で行うことはできないが、とかしやすい整髪ブラシの自助具を使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

## ③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

頭髪がない場合、または、短髪で整髪のない場合は、介助自体が発生していないため、能力の有無に関わらず「1.自立（介助なし）」を選択する。

## ◆特記事項の例◆

頭髪がなく、「整髪」を全く行っていないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

## ④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。本人は時間をかければ介助なしで可能と考えられるが、介護者が常に全ての介助を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、自力で「整髪」を行うことは可能だと思えるが、施設での介護業務の関係から、「整髪」の介助が行われているため、「3.全介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
頭髪がなく、「整髪」を全く行っていない。	「3.全介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 「整髪」を全く行っていない場合は、介助自体が発生していないため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

2-10  
上衣の着脱

評価軸：②介助の方法

1. 自立（介助なし）
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

## (1) 調査項目の定義

「上衣の着脱」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。  
ここでいう「上衣の着脱」とは、普段使用している上衣等の着脱のことである。

## (2) 選択肢の選択基準

## 「1. 自立（介助なし）」

- ・「上衣の着脱」の介助が行われていない場合をいう。

## 「2. 見守り等」

- ・「上衣の着脱」の介助は行われていないが、「見守り等」が行われている場合をいう。
- ・ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

## 「3. 一部介助」

- ・「上衣の着脱」の際に介助が行われている場合であって、「見守り等」、「全介助」のいずれにも含まれない場合をいう。

## 「4. 全介助」

- ・「上衣の着脱」の一連の行為すべてに介助が行われている場合をいう。

## (3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。  
着脱の際に腕、首、体幹等を動かす等の協力動作を行うかどうかは問わない。  
季節にあった服の選択の適切性を問わず、実際に行われている介助の方法で選択する。

## ◆特記事項の例◆

介護者が上着を構えると自ら袖に腕を通すので「3.一部介助」を選択する。

## ① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ② 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

## ◆特記事項の例◆

普通の上衣の着脱を自力で行うことはできないが、着脱しやすい上衣を使用しており、自力で介助なしで行っているため、「1.自立（介助なし）」を選択する。

## ③ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ④ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## ◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、自力で「上着の着脱」を行うことは可能だと思えるが、「身だしなみ」（整容）の介助として、着替え後の着衣の乱れを整えるという「上着の着脱」の介助が介護職員によって行われているため、「3.一部介助」を選択する。

## (4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
「上衣の着脱」は、自力で介助なしで行っているが、季節や気候に合わない着衣を着るため、衣服を用意して手渡している。	「3.一部介助」	「1.自立（介助なし）」を選択する。 「上着の着脱」については、時候にあった服装を選択できるかどうかを選択するものではなく、現在の状況で衣服着脱の行為を行っているかどうかで選択する。なお衣服の手渡しは一連の行為に含まれない。
「上衣の着脱」は、自力で介助なしで行っているが、着る順番が分からないので、一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している。	「3.一部介助」	「2.見守り等」を選択する。 声かけを行っているので、「2.見守り等」を選択する。なお、衣服の手渡しは一連の行為に含まれない。